平成２８年（フ）第１３４７号
福岡県太宰府市梅香苑２丁目９番16号
破産者　有限会社エークックサービス
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６５号
盛岡市加賀野１丁目９番11号
破産者　有限会社高翔
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第６９１号
宮城県名取市増田７丁目13番37号
破産者　株式会社キョーデン
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３０１号
仙台市太白区郡山字谷地田西６番地の１
破産者　株式会社ユーエーピー
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２５６号
名古屋市中区栄３丁目35番22号
破産者　株式会社ＦＣＲＤ
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３９号
三重県多気郡多気町朝柄119番地、住民票上の前住所三重県松阪市小片野町1374番地
破産者　野呂　隆一
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第４４号
三重県多気郡多気町河田字東谷1343－１番地
破産者　株式会社西村木材店
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第４５号
三重県松阪市郷津町191番地
破産者　株式会社ニシアセッツ
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第４６号
三重県松阪市郷津町191番地
破産者　西村　仁雄
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第４１６６号
大阪市中央区西心斎橋２丁目２番12号　クリスタグランドビル６Ｆ
破産者　ネクストラテジー株式会社
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２２６号
大阪市東成区大今里３－２－２
破産者　株式会社シニアライフアシスト
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２８１号
大阪市生野区小路東４丁目３番19号
破産者　株式会社シャルム丸高
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１６８号
大阪府八尾市大字大窪486番地の11
破産者　株式会社千栄住建
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２８８号
神戸市中央区三宮町３丁目７番10号
破産者　株式会社エムテイエル
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２９０号
神戸市中央区元町通６丁目６番１号
破産者　有限会社エムアンドケイ
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４２２号
大阪市西区千代崎１丁目27番10サングラン千代崎501号
破産者　株式会社センチュリー・インターナショナル
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６７４号
大阪市中央区難波３丁目１番27号みやけビル４階
破産者　株式会社ヒューズ
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５５号
大阪府柏原市大字高井田1559番地の６
破産者　株式会社和田工務店
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７２５号
大阪府羽曳野市学園前１丁目４番６号
破産者　株式会社オガサ
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
神戸市中央区山本通４丁目22番28号
破産者　フーケ株式会社
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８８８号
住居所不明、最後の住所神戸市須磨区須磨浦通６丁目２番３号　ワコーレシーサイド須磨ノ浦101号
破産者　室橋水産こと　室橋　正一
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２２号
兵庫県姫路市延末377番地の１
破産者　株式会社田中鉄工所
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部